

議案番号	件名																												
提案課名	内容																												
議案第55号	三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																												
介護保険課	<p><b>【改正趣旨】</b>  介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料率の軽減強化を図るに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  ・介護保険法（平成9年法律第123号）  ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</p> <p><b>【改正内容】</b>  介護保険法の改正に伴う消費税による公費を投入した低所得者の保険料軽減強化については、平成27年4月からその一部を実施し、令和元年10月の消費税10%への引き上げに合わせて更なる強化を図っているところである。  そして、令和2年度からは、軽減強化の完全実施として次の割合を乗じて得た額へと軽減することが示されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年4月～</th> <th>平成31年4月～</th> <th>令和2年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.45</td> <td>0.375</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.625</td> <td>0.5625</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75</td> <td>0.725</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>これにより、令和2年度の第1段階から第3段階までの介護保険料を次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年額介護保険料【現行】</th> <th>年額介護保険料【改正後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>25,290円</td> <td>20,230円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>37,940円</td> <td>33,720円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>48,900円</td> <td>47,210円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行期日等】</b>  公布の日  令和2年度分以後の介護保険料について適用し、令和元年度分以前の介護保険料については、なお従前の例による。</p>		平成30年4月～	平成31年4月～	令和2年4月～	第1段階	0.45	0.375	0.3	第2段階	0.625	0.5625	0.5	第3段階	0.75	0.725	0.7		年額介護保険料【現行】	年額介護保険料【改正後】	第1段階	25,290円	20,230円	第2段階	37,940円	33,720円	第3段階	48,900円	47,210円
	平成30年4月～	平成31年4月～	令和2年4月～																										
第1段階	0.45	0.375	0.3																										
第2段階	0.625	0.5625	0.5																										
第3段階	0.75	0.725	0.7																										
	年額介護保険料【現行】	年額介護保険料【改正後】																											
第1段階	25,290円	20,230円																											
第2段階	37,940円	33,720円																											
第3段階	48,900円	47,210円																											